

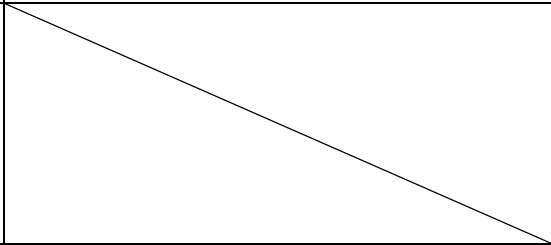
令和6年度 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業の単価・基準等の改定について

令和6年度介護報酬改定において、介護予防・日常生活支援総合事業における単価・基準等も改定が行われます。主な改定事項に係る西東京市の各サービスにおける改定対応は、それぞれ以下のとおりとなる予定です。（現段階における国の告示や資料等に基づき判断した改定対応です。今後、国からより詳細な通知等が発出された場合、変更となる場合がございます。その際は、改めてお知らせいたします。）

【令和6年4月1日適用】

共通事項（訪問型サービス・通所型サービス）

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	国基準サービス(A2・A6)	市基準サービス(A3・A7)
○ 業務継続計画未策定減算の導入 業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。	左記の見直し内容を適用	業務継続計画の策定は求めるが、未策定の場合であっても減算の適用は行わない。
○ 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。	左記の見直し内容を適用	高齢者虐待防止措置の実施は求めるが、未実施の場合であっても減算の適用は行わない。
○ 身体拘束等の適正化の推進 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用

<p>○ 「書面掲示」規制の見直し 運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)への掲載・公表を義務付ける。(令和7年度から)</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ その他</p>		<p>高齢者の自立支援を促進する独自加算を新設 専門職サービス卒業加算 3,500 単位/回 ※詳細は下記参照</p>

【西東京市独自加算】 専門職サービス卒業加算について <<訪問(A3)・通所(A7)共通>>

< 概 要 > 利用者が下記の要件に該当することとなった場合、最終のサービス提供月に当該利用者について加算を算定可

< 単 位 数 > 専門職サービス卒業加算 3,500 単位/回(利用者負担なし、支給限度額管理の対象外)

< 算定要件等 >

利用者の生活機能の改善や、自立した日常生活を営むことへの意欲や自信、セルフマネジメント力(自己管理力)の向上等により、専門職によるサービス(※1)の利用が不要な状態(以下、「卒業状態」という。)となり、サービスを終了することとなった場合であって、下記①～③の全ての要件に該当するときは、最終のサービス提供月に当該利用者について本加算を算定できることとする。

- ① 卒業状態となったためサービスを終了することについて、利用者本人、サービス提供事業者及び地域支援包括支援センター(又は指定介護予防支援事業者)の三者が合意している旨を記録に残すこと
- ② 当該利用者について、当該サービス提供事業者において過去に一度も本加算を算定したことがないこと
- ③ 最終のサービス提供月の翌月から少なくとも3か月間、専門職によるサービス(※1)を利用しないと見込まれること(※2)

※1 専門職によるサービスとは、介護給付、予防給付及び総合事業の事業者指定によるサービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び居宅療養管理指導(いずれも介護予防を含む。)を除いたもの

※2 最終のサービス提供月の翌月から3か月間における専門職によるサービスの利用状況は、市が給付実績データにより確認する。その結果、専門職によるサービスの利用が確認された場合、当該利用者に係る本加算について過誤調整により返還を求める場合がある(骨折、病気の悪化その他特段の事情がある場合を除く。)

訪問型サービス

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	国基準サービス(A2)	市基準サービス(A3)
<p>○ 基本報酬の改定 給付における令和6年度報酬改定を踏まえて、旧介護予防訪問介護に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して、国が目安となる単価を提示</p>	国が提示する単価と同額で設定 (現行の単価から変更なし)	従来どおり、国が提示する単価の100分の95に相当する単価で設定 (現行の単価から変更なし)
<p>○ 口腔管理における連携の強化 <現 行> なし ⇒<改定後> 口腔連携強化加算 50 単位／回(新設) ※1月に1回に限り算定可能</p>	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
<p>○ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し <現 行> 10%減算のみ ⇒<改定後> 10%減算のほか、15%減算、12%減算を導入</p>	左記の見直し内容を適用	現行のとおり

通所型サービス

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	国基準サービス(A6)	市基準サービス(A7)
<p>○ 基本報酬の改定</p> <p>給付における令和6年度報酬改定を踏まえて、旧介護予防通所介護に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して、国が目安となる単価を提示</p>	<p>国が提示する単価と同額で設定 (増額改定)</p>	<p>従来どおり、以下のそれぞれの区分に応じて算定した単価を設定</p> <p>(1)送迎なし・1時間以上3時間未満 →(3)の100分の97</p> <p>(2)送迎あり・1時間以上3時間未満 →(4)の100分の97</p> <p>(3)送迎なし・3時間以上 →国提示単価から同一建物減算分を控除した値の100分の95</p> <p>(4)送迎あり・3時間以上 →国提示単価の100分の95</p>
<p>○ 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化</p> <p><現 行></p> <p>① 運動器機能向上加算 225 単位/月</p> <p>② 選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480 単位/月</p> <p>③ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700 単位/月</p> <p>⇒<改定後></p> <p>① 廃止(基本報酬に包括化)</p> <p>② 廃止(栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価)</p> <p>③ 一体的サービス提供加算 480 単位/月(新設)</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p> <p>なお、運動器機能向上加算の基本報酬への包括化にかかわらず、市基準サービスを単独で行う場合は機能訓練指導員の配置を必須としない。</p>

		<p>基本報酬への包括化に伴う差額補填の観点から、現行の運動器機能向上加算と同等の算定要件を満たす場合の独自加算を新設</p> <p>(週1回程度の利用者)</p> <p>運動器機能向上サービス強化 加算1 125 単位/月(新設)</p> <p>(週2回程度の利用者)</p> <p>運動器機能向上サービス強化 加算2 65 単位/月(新設)</p>
<p>○ 事業所評価加算の廃止</p> <p>＜現 行＞</p> <p>事業所評価加算 120 単位/月</p> <p>⇒＜改定後＞</p> <p>廃止</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ 科学的介護推進体制加算の見直し</p> <p>LIFE へのデータ提出頻度について、他のLIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。</p> <p>その他、LIFE 関連加算に共通した見直しを実施。</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ 送迎を行わない場合の減算</p> <p>＜現 行＞</p> <p>なし</p> <p>⇒＜改定後＞</p> <p>送迎減算 -47 単位/片道につき(新設)</p> <p>※同一建物減算の対象となっている場合は対象外</p> <p>※週1回程度のサービスを算定している場合は1月につき376 単位まで、週2回程度のサービスを算定している場合は1月につき752 単位までの範囲で減算</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p> <p>※「送迎なし」のサービスを算定している場合は対象外</p>

【令和6年6月1日適用】

共通事項（訪問型サービス・通所型サービス）

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	国基準サービス(A2・A6)	市基準サービス(A3・A7)
○ 介護職員の処遇改善 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用

【問い合わせ先】

西東京市 健康福祉部

高齢者支援課 介護調整係

電話:042-420-2813(直通)